

第1回男女共同参画審議会 会議概要

1 開催日時・場所

令和4年9月13日（火）14時30分～15時50分
大津合同庁舎7階7-D会議室

2 出席委員（五十音順、敬称略）

川口章、桐畑絵里、斎藤真緒、立石豊、谷口麻起子、塚本利幸、長岡由美、
伏木敏治、藤野敦子、正木大輔、三田村美江、山口萌音、山崎いずみ

3 議題

（1）男女共同参画審議会の運営について

資料1 滋賀県男女共同参画審議会関係規則等

（2）パートナーしがプラン2020の結果報告について

資料2 パートナーしがプラン2020進捗状況

（3）国勢調査結果と滋賀県の男女共同参画について

資料3 データで見る男女共同参画の現状と課題

（4）今期の活動方針について

資料4 今期の活動方針について（案）

（5）パートナーしがプラン2025の評価方法について

資料5 パートナーしがプラン2025進行管理について（案）

（6）その他

4 議事概要

○各委員自己紹介

○会長の選出

男女共同参画審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により川口委員が会長に選出された。

○会長代理の指名

男女共同参画審議会規則第2条第3項に基づき、会長から塚本委員が会長代理に指名された。

（1）男女共同参画審議会の運営について

○ 審議会の設置について

男女共同参画推進条例に基づく県の附属機関であること、審議会の所掌等について、資料1に基づき事務局から説明。

○ 会議の公開・非公開について

資料1のうち「附属機関の会議の公開等に関する指針」「傍聴要領」に基づき、事務局か

ら説明し、原則公開を確認。

○ 苦情処理専門部会委員の設置について

資料1のうち「苦情処理の専門部会の設置について」「男女共同参画に関する施策苦情処理要綱」に基づき、事務局から説明。

○ 苦情処理専門部会委員の指名について

「苦情処理の専門部会の設置について」第2に基づき、会長から斎藤委員、谷口委員、塚本委員、正木委員が指名され、会長を含め5名に決定。

(2) パートナーしがプラン 2020 の結果報告について

資料2に基づき、事務局から説明。

(委員) 管理的職業従事者に占める女性の割合について、平成27年の実績は14.7%であったが、令和2年は14.4%と若干下がっている。女性の就業率は上がっており目標を超えているが、管理職について、平成27年から割合が下がったことについて、県で何か分析をしていれば教えていただきたい。

(事務局) 資料3に関連資料があるので、御確認いただきたい。
滋賀県だけではなく、全国的に割合が下がっているところである。詳細な分析はできていないが、コロナ等の影響があったのではないかと考えている。
前回の平成27年調査時においては14.7%と全国39位であったが、令和2年調査において、割合は下がったが、全国37位とわずかながら改善があったところである。

(3) 国勢調査結果と滋賀県の男女共同参画について

資料3に基づき、事務局から説明。

(委員) 合計特殊出生率の推移のグラフについて、1.5ということで全国平均よりは高いという状況だと思うが、若年女性の転出という点では拡大が続いているということである。実際の出生数について、どのような状態か。

(事務局) 今回の資料にはないため、次回御準備させていただきたい。

(会長) 合計特殊出生率については若干上がっているということであるが、出生数が減っている可能性がある、という趣旨の御質問であったと思う。
次回、データがあればお知らせいただきたい。

(委員) DV相談について、自分自身が被害を経験したこともあり、相談の内容について知りたい。どういった相談が多くて、どういったものが少なくて、

という詳細なデータはないのか。そのようなものがあれば、次の対策につながると思う。

(事務局) DVに関する相談は増加しており、昨年度は相談全体で約3,000件の相談が寄せられているが、うち776件がDVに関する相談であり、相談件数全体のおおよそ4件に1件がDVに関する相談ということになる。具体的な相談内容としては、本来であればもっと早くに離婚したかったけれども、コロナの影響が長引いていることから、経済的な問題があり踏み切れず我慢をしている状態である、夫婦関係が非常に悪化してDVに発展してしまった、というような内容である。DV相談については、身体的な暴力だけでなく、経済的DV等、様々な種類がある。コロナ禍が長引いており、この先の見通しが立たないことから、より酷くなってきた、という相談もある。

被害者からの相談が多いが、一部加害者側からの相談もある。自分でも暴力はいけないとわかっているけれども、どうしてもそこをコントロールする術がわからない、という相談もある。

(委員) より詳細な相談事例の集計があれば、それをもとに対策ができると思われる。

窓口でDV相談と記載されているだけでは、こんなことを相談してもいいのかな、と躊躇される方がいると思うので、相談できる内容を詳細に周知するなど、改善していただきたいと思う。実際に相談したいと考えたことのある者からの思いであるので、反映していただければと思う。

(会長) 加害者からの相談もあるということであるが、こういう方はおそらく何か対策を講じれば、加害者でなくなる努力をされると思うが、県として、加害者に対して更生プログラムを行うなど、何か取組を行っているか。

(事務局) 県において加害者対応のプログラムが今現在あるわけではないが、内閣府において今年度をめどに、更生プログラムではないが、対応マニュアルのようなもの(本格実施のための留意事項)を作成されると聞いている。

現在は、専門資格を持つ相談員が様々な文献や相談事例により、工夫しながら対応しているところである。

(事務局) DV相談に関して、相談できる内容を詳細に周知した方がよいという先ほどの委員の御意見についてであるが、チラシを作成したり、ホームページで発信するなど、相談窓口周知の取組を行っているところである。また、この4月から、LINEでの相談を開始し、こちらにも名刺サイズの案内カード

を配布するなど周知に力を入れているところであるが、委員の御指摘のとおり、まだまだ十分ではなく、広く行き届くような工夫を考えてまいりたい。

(委員) 若年女性の転出超過に係る資料について、2021年においては全体として転入超過であるということで、よい傾向が出ているようであるが、このグラフでは一体どの世代が増えているのかわかりづらい。
また、2021年において転入超過となっているにもかかわらず、なぜ若い世代の転出が続いているのか、何か把握されていることがあれば教えていただきたい。

(事務局) 若年世代の転出が続いている理由について、地方は女性が働きにくい環境である、地方の方が性差に関する偏見等が強い、というようなことが国の計画等で指摘されており、対策が必要であるとされている。
お示ししたデータについて、見づらい部分があるため、次回以降改善させていただきたい。

(委員) 若年女性の転出超過を問題視することについて、腑に落ちないため教えていただきたい。
20～24歳の転出というのは、学業や就職が理由であり、果たして悪いことなのか。子供を産み育てやすい、人生をこの先歩んでいくのにやはり滋賀県がよい、と将来戻ってくればそれでよいのではないかと思う。ずっと滋賀県に閉じ込めておくことが必ずしもよいとは限らないのではないか。
この件が本当に問題なのかということについて、疑問があると思う。

(事務局) 転出された方が子育てしやすいという理由などで戻ってこられれば、確かに委員の御指摘のとおりである。先ほど少し申し上げたが、滋賀県や県内の就職先に魅力がないという理由で転出が多いとすれば課題であり、魅力的な風土作りに努めなければならない。企業における働きやすい職場環境づくりを推進するため、県において女性活躍推進企業認証制度を実施している。認証取得企業が増えるよう取り組んでいるところである。

(委員) 若い女性が転出している一方で、出生率が高いという結果がある。
背景等について、県としてどのように理解されているのか。
私の周囲では、3人～4人のお子さんをお持ちの家庭が多くある。滋賀県に特有のことなのか、私の住む地域に限ったことなのか、わからないが不思議に思う。
このあたりについて、どのように捉えているのか気になるところである。

- (事務局) 詳細なところは把握できていないため、次回会議までに確認したい。
- (会長) 資料が白黒のため、はっきりしないが、転出が多い年代は20～24歳ということではどうか。転出は848人で間違いはないか。
- (事務局) 男性の20～24歳の転出が848人、女性の20～24歳の転出が790人である。
- (会長) 20～24歳の層が男女ともに転出が多いということでは了解した。
- (委員) 先ほど出生数についてお伺いした理由に関連するところであるが、県内に残っている女性の出産件数が増えれば、合計特殊出生率は上がるが、出生数自体が減るということについて、注視しなければならない。
若年女性は、大学進学や就職により県外に出て行ってしまふことがあるが、県に魅力がないためそのまま戻ってこない、ということが、現在日本のどの地域でも問題になっている。この問題は人口減少に直結するため、重要な点だと思う。
- (事務局) 県の基本構想策定等において、そのようなデータを分析していると思われるため、庁内でも意見交換等しながら注視していきたい。
- (委員) 性暴力被害の相談支援の増加に係る資料について、平成30年度を除き、徐々に増加しているが、その背景について、SATOCOの存在を積極的に県民に周知した結果であるのか、それとも、今までどおり同じ対応をしている中においても相談件数が増加したのか、教えていただきたい。
- (事務局) 周知が進んで相談が増えているという面もあるかと思うが、相談支援件数の増加に係る詳細な理由を関係課に確認ができていないため、次回の会議で報告させていただければと思う。
- (委員) 全国的にも増えているのか、という点についても気になるため、次回あわせて教えていただければと思う。
- (会長) 統計的に増加している理由についての判断は難しいかもしれない。おそらく統計的な研究においても判断が難しいのではないかと思う。意識や認知度が高くなって増えているというのと、コロナ等で件数自体が増えているというのと、区別することは難しいと思うが、もし国や他の都道府県等に

において、そのようなところまで踏み込んだ調査があれば、教えていただければありがたいと思う。

(委員) 先ほどの委員の質問に関連して、SATOCO について、私自身は大学で特定の授業を取ったことからその存在を知ったが、その授業を受講しなければ SATOCO について知らなかったと思う。SATOCO について、大学生以下の女性に対して、どのように周知しているのか、気になったため教えていただきたい。

(事務局) SATOCO 等の相談窓口が記載されたカードなどは、男女共同参画センターにも置いており、来館者が自由に持ち帰れるようになっている。お手洗いやにも置き、周知をしているところである。県内その他の相談機関等、関係機関においても同様に周知に努めている。
また県内には人権相談ネットワーク協議会が設置されており、相談窓口をまとめたパンフレットを作成するなどしている。作成したパンフレット等を市役所や図書館等の公共施設を中心に配架されているが、大学等に対してどのように配布されているかについては承知していないところである。

(委員) 私自身が中学生の時までは、県の方から、虐待の相談ダイヤルが記載されたカード等ももらっていたが、女性の性暴力やDVに係る相談窓口の周知はなく、高校生になってから授業で話を聞いたりした。大学に入った後は、特定の授業を取らなければその存在を知ることがなかった。学生に対する周知の方法について、検討すべきではないかと思う。公共機関にパンフレット等を置くというのも大事であるが、行かない人も多いので、学校で相談窓口が記載されたカード等を配ることも必要ではないかと思う。

(会長) 現在、学校で配布されたりしているのか。

(事務局) 直接の担当課でないため、詳細を把握できていないが、SATOCO を所管する所属に質問内容を伝え、次回以降どのような状況であるのか等を回答できるようにしたい。委員がおっしゃるように、若い女性への周知については重要なことであるため、担当課にお伝えさせていただきたい。

(委員) 一点目は、男性からの相談は増加傾向ということだが、先ほど少し話もあったが、加害側なのか被害側なのか、そうしたデータがあるのか。
二点目は、性暴力との関わりの中で、多数ではないと思うが、男性の性被害もあると思うので、男女比のデータがあるのかどうか。

三点目は、性被害に関わって、リベンジポルノのような、オンラインを使った性被害が最近若い世代では注目されていると思うが、そのような課題があるのかということ。

最後に、男性の相談のところで一番気になったのは、資料にある自殺についてである。全国的にはコロナ禍で女性の自殺が注目されている中で、令和3年度においては男性の自殺者数がほとんどの世代で前年度を上回っている。相談窓口や対応する体制、なぜ滋賀県において男性の自殺者が多いのかに係る分析等、もし情報があればぜひ教えていただきたい。

(会長) 一つ目は、男性の相談内容について、加害者側と被害者側の割合がわかるか、という内容であったが、いかがか。

(事務局) 男性の相談のうち、DV相談における加害者と被害者の内訳について、加害者の方が多い状況にある。センターで行っている相談は、総合相談および専門相談がある。専門相談には、DVカウンセリング、男性相談、および法律相談の3種類があり、男性相談は男性相談員によるもので、現在は月2回、夜間に行っている。男性相談については、安心して同性の相談員に相談できるということもあり、DV関係の相談においては加害者からの相談が多い状況である。割合として、1割が被害者で、残りは加害者からの相談になっている。

(会長) 二つ目の、男性の性被害に関する相談についてはいかがか。

(事務局) 電話相談の場合は、匿名で対応しているところであるが、性被害の相談もある。

(会長) 三つ目、リベンジポルノ、オンラインを利用した被害についてはいかがか。

(事務局) センターで行っている電話と面接の相談では例がないかと思うが、今年の4月から始めたLINE相談においては、リベンジポルノに関係するような相談が少しあるところである。LINE相談についても原則匿名での相談である。LINE相談の案内カードについては後ほどお配りするが、毎日365日、夕方4時から夜10時まで相談を受け付けている。今年4月1日からの事業であるが、実際は昨年5月10日から始めている滋賀県の心のサポートという取組である。

(会長) 最後、男性の自殺についてはいかがか。

(事務局) 現時点では把握できていない。

(4) 今期の活動方針について

(5) パートナーシッププラン 2025 の評価方法について

資料 4、5 に基づき、事務局から説明。

(委員) 現計画のパートナーシッププラン 2025 を策定した際に、「男女」という表現をせず、「一人ひとり」という表現に変えたという意味はすごく大きいと思っている。先ほどの副知事の挨拶にもあったが、誰一人取り残さない、ということも大事なテーマであると考えている。

担当課が違うと言われてしまうとそれまでであるが、滋賀県として、パートナーシップ制度の導入について検討しないのか、というところが個人的には関心がある。10 月から東京都が導入することとなっており、パートナーシップ制度のカバー率というのは現在広がっているところである。そのような中、滋賀県においては、導入率が 19 分の 1 と非常に低く、取組が遅れているところがある。県がリーダーシップを発揮し、誰一人取り残さないという基本理念により、パートナーシップ制度のことを検討するというのはとても大事な課題ではないかと個人的には思っている。

(会長) 19 分の 1 というのは市町の内訳ということか。

(委員) そのとおりである。彦根市のみが導入している。

(事務局) パートナーシップ制度について、私ども女性活躍推進課の所管の話ではないと考えており、今ここでどうするかということをお私どもが申し上げられる状態にはないということをおまず御理解いただきたいと思う。

(会長) 市町が主体となって取り組む、という意味か。

(事務局) 県においても所管が別の所属となっており、私どもが女性活躍推進の部分で申し上げることはできないと考えている。

(委員) 担当は人権を所管する課ということか。

(事務局) そのとおりである。

(会長) あまり縦割りで、ここは違う、と言い切らなくてもよいのではないかと思うが。他の自治体でも審議会の委員を務めているが、そのような議論をしている場合もあることから、当審議会においても議題にするようなことがあってもよいのではないかと思うので、また検討いただければと思う。

(委員) 計画の数値目標について、いくつか気になったためお聞きしたい。
「母子家庭の母の就業率（正社員）」について、先ほどの別の資料では正社員よりパートが多いとあるのに、なぜパートの項目がないのか。
また、「管理的職業従事者に占める女性の割合」について、管理職ではないところで女性がどれだけ働いているか等も重要であると思う。特に農業では実際に働いている女性は多いが、新規就農者数に入らない、新規就農に至らない女性がとても多いという実態がある。そのような数値を出してみることで、男性より女性の方が就農者に占める割合が多いということや、どういうところに支援していけば男女それぞれの比率が高まっていくか、ということもわかると思うが、そのような項目は増やさないのか。
「開業資金の女性創業枠を活用して起業した件数」という項目があるが、主婦のプチ起業等、夫の扶養の範囲内で起業する女性の方が多いのに、開業資金の枠を活用して起業している女性はずっと少ないのに、なぜそちらの数値を調べないのか。また、項目を増やすことはできないのか、ということについてお聞きしたい。

(事務局) 「母子家庭の母の就業率（正社員）」について、母子家庭の収入が低い傾向にあり、非正規雇用やパートの割合が多い実態があると認識している。そのような非正規雇用の方々が正社員に就くことによって収入が安定するという側面があることから、正社員に係る数値目標を立てているところである。おっしゃるとおり、非正規雇用にある方の数を把握することも重要であると考えているが、ここでは経済的自立や生活の安定を重視し、正社員に係る数値を一つの目標としているところである。
次に、農業分野について、農業委員に占める女性の割合、女性の新規就農者数を新しく目標値に設定している。重点施策Ⅱについては、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための取組を中心としている。政策・方針決定の中に女性がどれだけいるのかということが重要であり、「管理的職業従事者に占める女性の割合」が一つの大きな指標であることから、これまでからも当該指標を用いてきたところである。実際に物事を決める中に男性も女性も一緒に参画すべきという意味合いでこの指標を使っている。担当課においては、農業に従事している女性の数等も把握していると思われることから、情報共有しながら施策に反映できるようにしてまいりたい。

開業資金の件については、起業された方を把握する数値について、どのようなのが使えるかという中で、この「開業資金の女性創業枠を活用して起業した件数」を一つの目安として採用したというような経緯がある。プチ起業されている方がたくさんいらっしゃるということで、その数も非常に大事だと思う。男女共同参画センターにおいて、起業支援事業にも取り組んでおり、センターの支援を通じて起業する方の数というのも徐々に増えてきていると思われることから、他機関とも連携しながら、数の把握をしていきたい。

(委員) 同じ、計画の数値目標について、「認定こども園等利用定員数」が目標値になっている理由について聞きたい。保育所と幼稚園の幼保一体の施設が認定こども園であり施設数も増えていると思うが、一体何を目的に目標としているのかよくわからない。認定こども園を増やす意味で目標にしているのか、何を意図しているのか、もしわかるのであれば、理解できなかったので教えていただきたい。

(事務局) 県の計画の数値である。県内市町の計画の総合計を、県の計画に反映しているということである。

(委員) 今後、認定こども園の方にシフトしていくということが目標、というわけではないのか。
幼稚園と保育所とわかれているより、教育も保育も受けることができる、同じ目的であった方が望ましいことから目標とされた、ということではないのか。

(事務局) 子ども・青少年局の「淡海子ども・若者プラン」という計画にある数値目標のうち、男女共同参画・女性活躍推進に関連する数値を採用したという経緯がある。プランにおける数値目標の意味について詳細を把握できていないため、確認させていただきたい。

(委員) 同じく計画の数値目標について、そもそもパートナーしがプラン2025の数値目標の項目を今から増やすことは難しいのか。

(事務局) 昨年10月に、委員の皆様にご議論いただき、策定したところであるため、現時点で項目を増やすということは難しい。補足資料として、別の数値をお示しすることは可能であるが、このプランに今から盛り込むということではできないところである。いただいた御意見については、次期計画に反映させてまいりたい。

(委員) 追加することはできないが、数値目標の内容を詳しく説明することは可能と捉えてよいか。

何が言いたいかという点、「DVの相談先を知っている県民の割合」について、プランの策定時の実績が58.9%とあるが、DVの内容には何が含まれるのだろうと考えた。性被害はイコールDVなのか、結び付けられる人がいるのか。DVとは、パートナーとか結婚関係にあるとか、そういう関係性における被害の問題に限定されるのか、例えばバーで知らないうちに酔わされてホテルに連れ込まれて受ける性暴力とか、そういった場合はDVに該当するのか、被害はどこに相談するのか。重点施策Iにおいて「あらゆる男女間の暴力の根絶（性暴力、DV、セクシュアルハラスメント等）」とまとめられているとおり、数値目標にあるDVにはおそらくそういった性被害等も含まれるのだと思うが、DVの連絡先と性被害の連絡先は同じなのかなど、私も県民だがわからないと思った。

昨年、私自身が知り合いの件でSATOCOに連絡したことが関係している。その際どこに連絡していいのかわからなかった。たまたまの知り合いに心理士がいて相談できたため、窓口がわかり、代理で連絡できたところであるが、DVと性被害とは異なるという感覚を私は思っていたので、どこに連絡をすればよいか困った。

小さい子どもが被害に遭う可能性もある。難しいかもしれないが未成年がどれだけ相談先を知っているか、という割合も必要ではないか。「デートDVに関する授業を行った中学・高等学校数」という目標値があるので、その目標とあわせて、SATOCOの情報を配布できないのか。今あるチラシ等を活用すれば、窓口の認知度が上がるのではないと思う。

(会長) DV以外の性被害も含めて、相談先というものはあるのか。

(事務局) SATOCOについては性暴力被害の相談が一番にされているが、男女共同参画センターにおいてはその他の相談も広く受け付けているところである。委員から御指摘があったように、窓口がわからないという声があるということは、周知等が十分でないということと思う。庁内で共有し、どのように周知していくべきか考えてまいりたい。

(事務局) DVはパートナー等親密な関係にある相手に対して振るう暴力ということであり、学生向けに啓発を行っているのはデートDVについてである。まだパートナーではない、恋愛関係にある人同士のDVをデートDVとして、現在様々な啓発等を行っている。性被害や性暴力に関する相談についての相談窓口も設けているところであるが、相談内容と相談窓口がもっと

わかりやすくなるよう、周知の部分を工夫していく必要があると委員のお話を聞いて感じたところである。男女共同参画センターに相談があった場合、相談内容を伺ったうえで必要があればより適切な窓口につなぐことはしている。

(委員)

DVの相談に関してお願いしたいことがある。コロナ禍で増えたと思われる経済的DVや精神的DVについて、今後さらに問題になると思われる。私自身が経済的DVや精神的DVを受けた際に、男女共同参画センター等、いろいろな相談窓口に行ったが、その分野はここではないとたらい回しにされた。つらい状態にある中で、そのような対応をされ、さらにきつい思いをした。フローチャートによるわかりやすい案内等があるだけで、実際に被害を受けている人はどれだけ助かるか。被害を受けている人は、市役所等に置いてある案内にはたどり着かない。そんなところには行かない。家から出られない。そのような状態にあるため、LINE相談を始められたと聞いてよいと思った。

被害を受けた方が、やっと見つけた窓口で、ここでは対応できない、弁護士に相談してほしいと言われ、弁護士にはその分野は得意ではないと、たらい回しにされるようなことが起きると、さらに追い込まれて、自殺につながりかねない。経験したからこそお願いしたいが、使う側にとってわかりやすいかを考えてほしい。それによって救える命、助けられる人がもっと増えると思う。たった1枚の資料かもしれないが、そうしたことを考慮して作成いただければ、経験者としてありがたいし、検討いただきたい。

(6) その他

○次回開催について

11月21日に開催予定。